

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計，設備</p> <p>(中略)</p> <p>2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画</p> <p>(中略)</p> <p>2.50 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設・・・・・・・・・・ II-2-50-1 (現行記載なし)</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計，設備</p> <p>(中略)</p> <p>2 特定原子力施設の構造及び設備，工事の計画</p> <p>(中略)</p> <p>2.50 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設・・・・・・・・・・ II-2-50-1 <u>2.51 ゼオライト土嚢等処理設備・・・・・・・・・・ II-2-51-1</u></p> <p>(省略)</p>	<p>ゼオライト土嚢等処理設備の設置に伴い追加</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.5.2 基本仕様 2.5.2.1 主要仕様</p> <p>(中略)</p> <p>2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設） 吸着塔保管体数 544 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔） 230 体（第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO濃縮水処理設備吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔）</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>2.5.2 基本仕様 2.5.2.1 主要仕様</p> <p>(中略)</p> <p>2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設） 吸着塔保管体数 544 体（セシウム吸着装置吸着塔，モバイル式処理装置吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔，高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔，モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔，第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔，放水路浄化装置吸着塔，浄化ユニット吸着塔，<u>ゼオライト保管容器</u>） 230 体（第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，多核種除去設備処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔，RO濃縮水処理設備吸着塔，サブドレン他浄化装置吸着塔）</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p>汚染水処理設備等に関する構造強度及び耐震性等の評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施</p> <p>(中略)</p> <p>2.2 評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 耐震性評価</p> <p>a. 転倒評価</p> <p>地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。なお、セシウム吸着装置吸着塔はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、R0濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。また、モバイル式処理装置吸着塔、第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔、モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔、サブドレン他浄化装置吸着塔、高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔及び浄化ユニット吸着塔についても転倒評価を行い転倒しないことを確認した。なお、後者については、ボックスカルバートへの保管有無に関わらず、転倒しないことが確認されているため、代表の評価結果を示す（表-16）。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 滑動評価</p> <p>セシウム吸着装置吸着塔、モバイル式処理装置吸着塔、第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔、サブドレン他浄化装置吸着塔、高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔、モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔、浄化ユニット吸着塔については、ボックスカルバートとあわせ地震時の水平荷重によるすべり力と接地面の摩擦力を比較することにより、滑動評価を実施した。評価の結果、地震時の水平荷重によるすべり力は接地面の摩擦力より小さいことから、滑動しないことを確認した（表-16）。なお、水平震度を0.60まで拡張した評価では、地震時の水平荷重によるすべり力が設置面の摩擦力より大きくなり、滑動する結果となったことから、別途すべり量の評価を実施した。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料-3</p> <p>汚染水処理設備等に関する構造強度及び耐震性等の評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施</p> <p>(中略)</p> <p>2.2 評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 耐震性評価</p> <p>a. 転倒評価</p> <p>地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。なお、セシウム吸着装置吸着塔及びゼオライト保管容器はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、R0濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。また、モバイル式処理装置吸着塔、第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔、モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔、サブドレン他浄化装置吸着塔、高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔及び浄化ユニット吸着塔及びゼオライト保管容器についても転倒評価を行い転倒しないことを確認した。なお、後者については、ボックスカルバートへの保管有無に関わらず、転倒しないことが確認されているため、代表の評価結果を示す（表-16）。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 滑動評価</p> <p>セシウム吸着装置吸着塔、モバイル式処理装置吸着塔、第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔、サブドレン他浄化装置吸着塔、高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔、モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ・吸着塔、浄化ユニット吸着塔、<u>ゼオライト保管容器</u>については、ボックスカルバートとあわせ地震時の水平荷重によるすべり力と接地面の摩擦力を比較することにより、滑動評価を実施した。評価の結果、地震時の水平荷重によるすべり力は接地面の摩擦力より小さいことから、滑動しないことを確認した（表-16）。なお、水平震度を0.60まで拡張した評価では、地震時の水平荷重によるすべり力が設置面の摩擦力より大きくなり、滑動する結果となったことから、別途すべり量の評価を実施した。</p>	<p>ゼオライト土囊等の処理に伴い追加</p> <p>ゼオライト土囊等の処理に伴い追加</p>

変更前					
(中略)					
表-16 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果(3/3)					
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
高性能多核種除去設備 ※1 (吸着塔(ステンレス製)2塔×2列及び架台)	転倒	0.36	9.0×10^2	1.7×10^3	kN・m
		0.60	1.4×10^3		
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN
		0.60	8		
第三セシウム吸着装置 (吸着塔5塔×2列及び架台)	転倒	0.36	2.0×10^3	4.3×10^3	kN・m
		0.60	3.3×10^3		
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN
		0.60	10		
浄化ユニット (吸着塔6塔及び架台)	転倒	0.36	1.6×10	5.3×10	kN・m
		0.60	2.6×10		
	滑動	0.36	0.36	0.40	-
		0.60	0.60		
※1 第二セシウム吸着装置吸着塔, 第三セシウム吸着装置吸着塔, 多核種除去設備処理カラム, 高性能多核種除去設備吸着塔, RO濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔のうち, 機器重量, 重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔(ステンレス製)にて評価を実施					
(中略)					

変更後					
(中略)					
表-16 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果(3/3)					
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位
高性能多核種除去設備 ※1 (吸着塔(ステンレス製)2塔×2列及び架台)	転倒	0.36	9.0×10^2	1.7×10^3	kN・m
		0.60	1.4×10^3		
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN
		0.60	8		
第三セシウム吸着装置 (吸着塔5塔×2列及び架台)	転倒	0.36	2.0×10^3	4.3×10^3	kN・m
		0.60	3.3×10^3		
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN
		0.60	10		
浄化ユニット (吸着塔6塔及び架台)	転倒	0.36	1.6×10	5.3×10	kN・m
		0.60	2.6×10		
	滑動	0.36	0.36	0.40	-
		0.60	0.60		
<u>ゼオライト保管容器※2</u> <u>(保管容器32塔及び</u> <u>ボックスカルバート16基)</u>	転倒	0.36	9.8×10^3	4.2×10^4	kN・m
		0.60	1.7×10^4		
	滑動	0.36	0.36	0.40	-
		0.60	0.60		
※1 第二セシウム吸着装置吸着塔, 第三セシウム吸着装置吸着塔, 多核種除去設備処理カラム, 高性能多核種除去設備吸着塔, RO濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔のうち, 機器重量, 重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔(ステンレス製)にて評価を実施 ※2 <u>ボックスカルバート2列×8行の評価である。</u>					
(中略)					

ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加

ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加

変更前						変更後						変更理由																								
<p>表-17 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>評価項目</th> <th>水平震度</th> <th>算出値</th> <th>許容値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 </td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>93.3</td> <td>494</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち、ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施</p> <p>（以下、省略）</p>						機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm	<p>表-17 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>評価項目</th> <th>水平震度</th> <th>算出値</th> <th>許容値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・ゼオライト保管容器 </td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>93.3</td> <td>494</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち、ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施</p> <p>（以下、省略）</p>						機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・ ゼオライト保管容器	すべり量	0.60	93.3	494	mm	ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																															
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm																															
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																															
【使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】※ ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・第二モバイル型ストロンチウム除去装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・浄化ユニット吸着塔 ・ ゼオライト保管容器	すべり量	0.60	93.3	494	mm																															

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	<p><u>2.51 ゼオライト土嚢等処理設備</u></p> <p>(新規記載)</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>ゼオライト土嚢等処理設備設置について新規記載</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 (7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 (8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。 (15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 (7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及びゼオライト土壌等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 (8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設、油処理装置及びゼオライト土壌等処理設備に係る機械設備の設計に関する業務を行う。 (15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>ゼオライト土壌等処理設備設置に伴う変更 油処理装置設置完了に伴う変更</p> <p>ゼオライト土壌等処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置及びゼオライト土壌等処理設備に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>ゼオライト土壌等処理設備設置に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																									
<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理) 第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(中略)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="71 368 869 973"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）</td> <td>造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>セシウム吸着装置吸着塔</td> <td rowspan="5">使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル式処理装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>放水路浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔</td> </tr> <tr> <td>第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔</td> <td rowspan="10">使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備処理カラム</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td> </tr> </tbody> </table>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設	セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第二セシウム吸着装置吸着塔	モバイル式処理装置吸着塔	放水路浄化装置吸着塔	モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔	第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第三セシウム吸着装置吸着塔	サブドレン他浄化装置吸着塔	高性能多核種除去設備吸着塔	高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	多核種除去設備処理カラム	RO濃縮水処理設備吸着塔	<p>(汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理) 第40条 処理設備GMは、表40-1に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。</p> <p>(中略)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="992 368 1789 1000"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）</td> <td>造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>セシウム吸着装置吸着塔</td> <td rowspan="5">使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第二セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル式処理装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>放水路浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔</td> </tr> <tr> <td>第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔</td> <td rowspan="10">使用済セシウム吸着塔一時保管施設</td> </tr> <tr> <td>第三セシウム吸着装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>サブドレン他浄化装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器</td> </tr> <tr> <td>多核種除去設備処理カラム</td> </tr> <tr> <td>RO濃縮水処理設備吸着塔</td> </tr> <tr> <td>ゼオライト保管容器</td> </tr> </tbody> </table>	放射性廃棄物の種類	貯蔵施設	除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設	セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第二セシウム吸着装置吸着塔	モバイル式処理装置吸着塔	放水路浄化装置吸着塔	モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔	第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設	第三セシウム吸着装置吸着塔	サブドレン他浄化装置吸着塔	高性能多核種除去設備吸着塔	高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器	多核種除去設備処理カラム	RO濃縮水処理設備吸着塔	ゼオライト保管容器	<p>ゼオライト土嚢等処理設備設置に伴う変更</p>
放射性廃棄物の種類	貯蔵施設																																										
除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設																																										
セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																										
第二セシウム吸着装置吸着塔																																											
モバイル式処理装置吸着塔																																											
放水路浄化装置吸着塔																																											
モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔																																											
第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																										
第三セシウム吸着装置吸着塔																																											
サブドレン他浄化装置吸着塔																																											
高性能多核種除去設備吸着塔																																											
高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔																																											
多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																											
増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																											
多核種除去設備処理カラム																																											
RO濃縮水処理設備吸着塔																																											
放射性廃棄物の種類		貯蔵施設																																									
除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物（廃スラッジ）	造粒固化体貯槽 又は 廃スラッジ一時保管施設																																										
セシウム吸着装置吸着塔	使用済セシウム吸着塔仮保管施設 又は 使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																										
第二セシウム吸着装置吸着塔																																											
モバイル式処理装置吸着塔																																											
放水路浄化装置吸着塔																																											
モバイル型ストロンチウム除去装置で使用したフィルタ及び吸着塔																																											
第二モバイル型ストロンチウム除去装置で使用した吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設																																										
第三セシウム吸着装置吸着塔																																											
サブドレン他浄化装置吸着塔																																											
高性能多核種除去設備吸着塔																																											
高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔																																											
多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																											
増設多核種除去設備で発生した二次廃棄物を収納した高性能容器																																											
多核種除去設備処理カラム																																											
RO濃縮水処理設備吸着塔																																											
ゼオライト保管容器																																											

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和5年3月22日 原規規発第2303227号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p>2. 第61条については、令和2年9月11日に公布された放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の施行までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p><u>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第5条及び第40条については、ゼオライト土壌等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年3月22日 原規規発第2303227号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p>2. 第61条については、令和2年9月11日に公布された放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の施行までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>瓦礫類一時保管エリアの変更完了に伴う記載削除 （令和5年3月30日変更実施）</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 (7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及び油処理装置のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 (8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設及び油処理装置に係る機械設備の設計に関する業務を行う。 (15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。 (1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「原子力リスク管理基本マニュアル」及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 (1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(中略)</p> <p>(6) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 (7) 汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等及びゼオライト土壌等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 (8) プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備及び使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備並びに使用済燃料共用プール設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備（使用済燃料プール）、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の機械設備並びに建築設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(13) 機械技術グループは、機械設備の設計に関する業務（機械技術GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。 (14) 地下水対策技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設、油処理装置及びゼオライト土壌等処理設備に係る機械設備の設計に関する業務を行う。 (15) 処理・貯留設備技術グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置を除く。）、多核種除去設備等及び雨水処理設備等に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>ゼオライト土壌等処理設備設置に伴う変更 油処理装置設置完了に伴う変更</p> <p>ゼオライト土壌等処理設備設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(32) 共用機械設備グループは、その他安全確保設備等の機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（共用機械設備GM以外の各プログラム部長及び各GMが所管する業務を除く。）を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク及び原水地下タンク）に係る機械設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 地下水対策設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水移送装置）に係る機械設備の保守管理、滞留水を貯留する建屋（陸側遮水壁）、サブドレン他水処理施設に係る機械設備の建設・設置及び保守管理並びに油処理装置及びゼオライト土壌等処理設備に係る機械設備の建設・設置、運転管理及び保守管理に関する業務（運用支援GM、作業管理GM、水処理計画GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(34) 処理設備グループは、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等及び多核種除去設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務（地下水対策設備GM、貯留設備GMが所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>ゼオライト土壌等処理設備設置に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和5年3月22日 原規規発第2303227号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年3月31日から施行する。 2. 第102条については、令和2年9月11日に公布された放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の施行までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年5月1日から施行する。 <u>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2. 第5条については、ゼオライト土壌等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年3月22日 原規規発第2303227号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年3月31日から施行する。 2. 第102条については、令和2年9月11日に公布された放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の施行までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年5月1日から施行する。</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>瓦礫類一時保管エリアの変更完了に伴う記載削除 （令和5年3月30日変更実施）</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>2.1 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。 (1)発生源</p> <p>(中略)</p> <p>1. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 セシウム吸着装置吸着塔，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，高性能容器，処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔は，セシウム吸着塔一時保管施設において静的に貯蔵している。使用済みの吸着材を収容する高性能容器，及び，使用済みの吸着材を収容する処理カラムは，セシウム等の主要核種を吸着塔内のゼオライト等に化学的に吸着させ，吸着塔内の放射性物質が漏えいし難い構造となっている。高性能容器は，圧縮活性炭高性能フィルタを介したベント孔を設けており，放射性物質の漏えいを防止している。また，保管中の温度上昇等を考慮しても吸着材の健全性に影響を与えるものでは無いため，吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>2.1 放射性廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>2.1.3 放射性気体廃棄物等の管理</p> <p>(中略)</p> <p>2.1.3.3 対象となる放射性廃棄物と管理方法 各建屋から発生する気体状（粒子状，ガス状）の放射性物質を対象とする。 (1)発生源</p> <p>(中略)</p> <p>1. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 セシウム吸着装置吸着塔，第二セシウム吸着装置吸着塔，第三セシウム吸着装置吸着塔，高性能容器，処理カラム，高性能多核種除去設備吸着塔及びゼオライト保管容器は，セシウム吸着塔一時保管施設において静的に貯蔵している。使用済みの吸着材を収容する高性能容器，及び，使用済みの吸着材を収容する処理カラムは，セシウム等の主要核種を吸着塔内のゼオライト等に化学的に吸着させ，吸着塔内の放射性物質が漏えいし難い構造となっている。高性能容器は，圧縮活性炭高性能フィルタを介したベント孔を設けており，放射性物質の漏えいを防止している。また，保管中の温度上昇等を考慮しても吸着材の健全性に影響を与えるものでは無いため，吸着材からの放射性物質の離脱は無いものと評価している。このため，放射性物質の追加的放出は極めて小さいと評価している。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加</p>

変更前

2.2.2.3 敷地境界における線量評価結果

(中略)

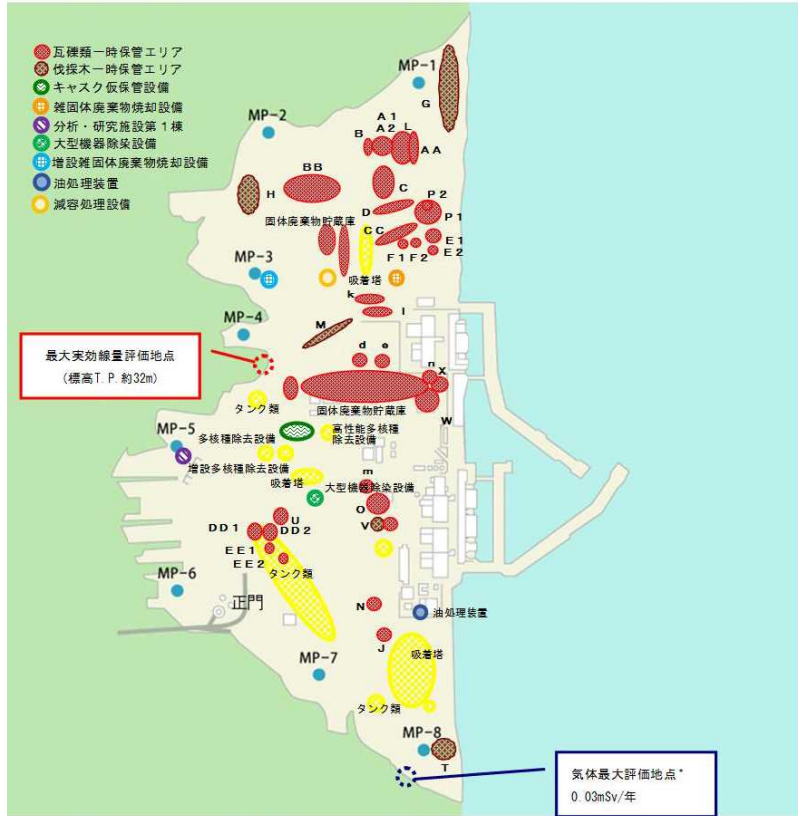


図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点

(以下、省略)

変更後

2.2.2.3 敷地境界における線量評価結果

(中略)

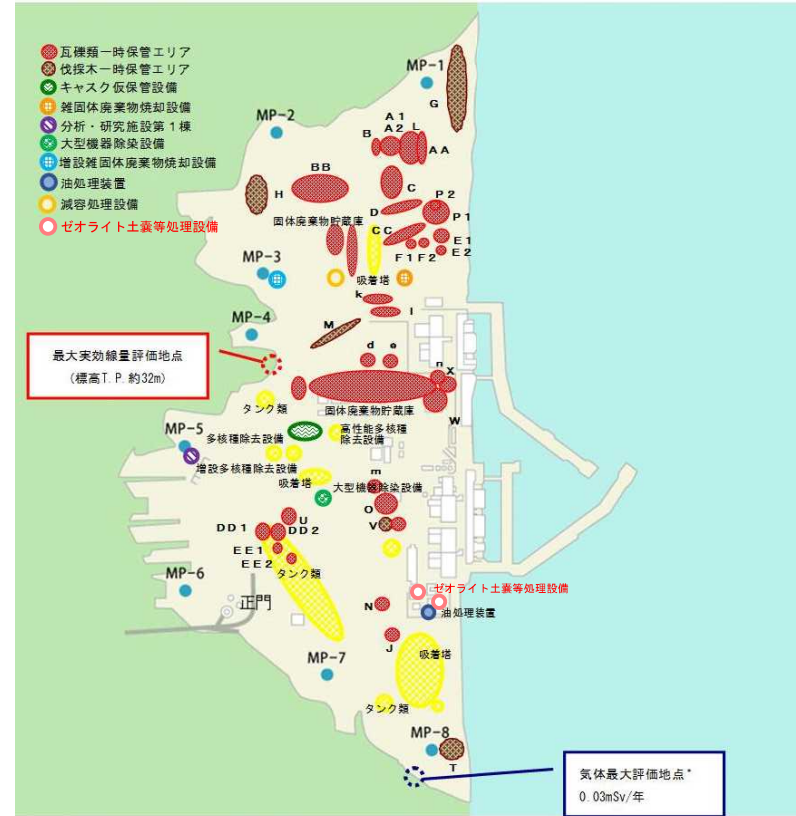


図 2. 2. 2-2 敷地境界線上の最大実効線量評価地点

(以下、省略)

変更理由

ゼオライト土壌等処理設備の設置に伴い追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(中略)</p> <p>別冊 2 8 2 号機 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明</p> <p>(中略)</p> <p>(現行記載なし)</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(中略)</p> <p>別冊 2 8 2 号機 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明</p> <p>(中略)</p> <p><u>別冊 2 9 ゼオライト土嚢等処理設備に係る補足説明</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>I ゼオライト土嚢等処理設備の耐震性に係る補足説明</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>II ゼオライト土嚢等処理設備の構造強度に係る補足説明</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>III ゼオライト土嚢等処理設備の公称値の許容範囲について</u></p> <p>(省略)</p>	<p>ゼオライト土嚢等処理設備の設置に伴い追加</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">別冊5</p> <p style="text-align: center;">汚染水処理設備等に係る補足説明</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>2.2. 評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>(2)耐震性評価</p> <p>(中略)</p> <p>d. 転倒評価</p> <p>地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。なお、セシウム吸着装置吸着塔はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、R0 濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。多核種除去設備高性能容器（第三施設）はそれを格納するボックスカルバートと合わせて高性能容器96基とボックスカルバート36基での評価を実施した。また、モバイル式処理装置は吸着塔の評価、モバイル型ストロンチウム除去装置はフィルタ、吸着塔及び架台の評価、サブドレン他浄化装置、高性能多核種除去設備検証試験装置については、吸着塔及び架台の評価を実施した。</p> <p>評価に用いた数値を表-32-5に示す。評価の結果、地震による転倒モーメントは自重による安定モーメントより小さくなることから、転倒しないことを確認した（表-32-6）。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">別冊5</p> <p style="text-align: center;">汚染水処理設備等に係る補足説明</p> <p>(中略)</p> <p>2. 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設</p> <p>(中略)</p> <p>2.2. 評価結果</p> <p>(中略)</p> <p>2.2.2. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設</p> <p>(中略)</p> <p>(2)耐震性評価</p> <p>(中略)</p> <p>d. 転倒評価</p> <p>地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。なお、セシウム吸着装置吸着塔及びゼオライト保管容器はそれを格納する各々の蓋付ボックスカルバートと吸着塔の評価、第二セシウム吸着装置吸着塔、第三セシウム吸着装置吸着塔、多核種除去設備処理カラム、高性能多核種除去設備吸着塔、R0 濃縮水処理設備吸着塔及びサブドレン他浄化装置吸着塔はそれを格納する各々の架台と合わせた評価を実施した。多核種除去設備高性能容器（第三施設）はそれを格納するボックスカルバートと合わせて高性能容器96基とボックスカルバート36基での評価を実施した。また、モバイル式処理装置は吸着塔の評価、モバイル型ストロンチウム除去装置はフィルタ、吸着塔及び架台の評価、サブドレン他浄化装置、高性能多核種除去設備検証試験装置については、吸着塔及び架台の評価を実施した。</p> <p>評価に用いた数値を表-32-5に示す。評価の結果、地震による転倒モーメントは自重による安定モーメントより小さくなることから、転倒しないことを確認した（表-32-6）。</p> <p>(中略)</p>	<p>ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加</p>

変更前	変更後	変更理由																																
表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（1/5）	表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（1/6）																																	
(中略)	(中略)																																	
表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（2/5）	表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（2/6）																																	
(中略)	(中略)																																	
表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（3/5）	表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（3/6）																																	
(中略)	(中略)	ゼオライト土嚢等の処理に伴い変更																																
表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（4/5）	表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（4/6）																																	
(中略)	(中略)																																	
表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（5/5）	表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（5/6）																																	
(中略)	表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（6/6）																																	
	<p style="text-align: center;"><u>表-32-5 使用済セシウム吸着塔一時保管施設の耐震評価数値根拠（6/6）</u></p> <table border="1" data-bbox="1003 727 1825 932"> <thead> <tr> <th colspan="2">機器名称</th> <th>数量</th> <th>m / w</th> <th>H [m]</th> <th>L [m]</th> <th>水平 震度</th> <th>M₁ [kN・m]</th> <th>M₂ [kN・m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ゼオライト保 管容器※1 (保管容器 32 塔及び ボックスカルバート 15 基)</td> <td>保管容器</td> <td>32</td> <td>■ [kN]</td> <td>■</td> <td rowspan="2">■</td> <td rowspan="2">0.36</td> <td>9,799 →</td> <td rowspan="2">42,812 → 4.2×10⁴</td> </tr> <tr> <td>ボックス カルバート</td> <td>16</td> <td>■ [kN]</td> <td>■</td> <td>9.8×10³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ボックス カルバート蓋</td> <td>16</td> <td>■ [kN]</td> <td>■</td> <td></td> <td>0.60</td> <td>16,332 → 1.7×10⁴</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称		数量	m / w	H [m]	L [m]	水平 震度	M ₁ [kN・m]	M ₂ [kN・m]	ゼオライト保 管容器※1 (保管容器 32 塔及び ボックスカルバート 15 基)	保管容器	32	■ [kN]	■	■	0.36	9,799 →	42,812 → 4.2×10 ⁴	ボックス カルバート	16	■ [kN]	■	9.8×10 ³		ボックス カルバート蓋	16	■ [kN]	■		0.60	16,332 → 1.7×10 ⁴		ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加
機器名称		数量	m / w	H [m]	L [m]	水平 震度	M ₁ [kN・m]	M ₂ [kN・m]																										
ゼオライト保 管容器※1 (保管容器 32 塔及び ボックスカルバート 15 基)	保管容器	32	■ [kN]	■	■	0.36	9,799 →	42,812 → 4.2×10 ⁴																										
	ボックス カルバート	16	■ [kN]	■			9.8×10 ³																											
	ボックス カルバート蓋	16	■ [kN]	■		0.60	16,332 → 1.7×10 ⁴																											
	※1：ボックスカルバート2列×8行の評価である。																																	
	(中略)																																	

変更前						変更後						変更理由
表-32-6 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果 (3/3)						表-32-6 使用済セシウム吸着塔一時保管施設耐震評価結果 (3/3)						
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	
高性能多核種除去設備* (吸着塔(ステンレス製) 6塔×3列及びび架台)	転倒	0.36	3.7×10^3	1.5×10^4	kN・m	高性能多核種除去設備* ₁ (吸着塔(ステンレス製) 6塔×3列及びび架台)	転倒	0.36	3.7×10^3	1.5×10^4	kN・m	
		0.60	6.2×10^3									
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN		滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN	
		0.60	7									
高性能多核種除去設備* (吸着塔(ステンレス製) 6塔×2列及びび架台)	転倒	0.36	2.5×10^3	6.6×10^3	kN・m	高性能多核種除去設備* ₁ (吸着塔(ステンレス製) 6塔×2列及びび架台)	転倒	0.36	2.5×10^3	6.6×10^3	kN・m	
		0.60	4.1×10^3									
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN		滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN	
		0.60	7									
高性能多核種除去設備* (吸着塔(ステンレス製) 3塔×2列及びび架台)	転倒	0.36	1.3×10^3	3.3×10^3	kN・m	高性能多核種除去設備* ₁ (吸着塔(ステンレス製) 3塔×2列及びび架台)	転倒	0.36	1.3×10^3	3.3×10^3	kN・m	
		0.60	2.1×10^3									
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN		滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN	
		0.60	6									
高性能多核種除去設備* (吸着塔(ステンレス製) 3塔×3列及びび架台)	転倒	0.36	1.9×10^3	7.6×10^3	kN・m	高性能多核種除去設備* ₁ (吸着塔(ステンレス製) 3塔×3列及びび架台)	転倒	0.36	1.9×10^3	7.6×10^3	kN・m	
		0.60	3.1×10^3									
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN		滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	38	kN	
		0.60	6									
高性能多核種除去設備* (吸着塔(ステンレス製) 2塔×2列及びび架台)	転倒	0.36	9.0×10^2	1.7×10^3	kN・m	高性能多核種除去設備* ₁ (吸着塔(ステンレス製) 2塔×2列及びび架台)	転倒	0.36	9.0×10^2	1.7×10^3	kN・m	
		0.60	1.4×10^3									
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN		滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN	
		0.60	8									
第三セシウム吸着装置 (吸着塔5塔×2列 及びび架台)	転倒	0.36	2.0×10^3	4.3×10^3	kN・m	第三セシウム吸着装置 (吸着塔5塔×2列 及びび架台)	転倒	0.36	2.0×10^3	4.3×10^3	kN・m	
		0.60	3.3×10^3									
	滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN		滑動 (ボルトせん断)	0.36	<0	77	kN	
		0.60	10									
※第二セシウム吸着装置吸着塔, 第三セシウム吸着装置吸着塔, 多核種除去設備処理カラム, 高性能多核種除去設備吸着塔及びRO濃縮水処理設備吸着塔のうち, 機器重量, 重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔(ステンレス製)にて評価を実施						<u>ゼオライト保管容器※2</u> <u>(保管容器32塔及び</u> <u>ボックスカルパート16基)</u>						ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加
						転倒						
						滑動						
						0.36 9.8×10 ³ 4.2×10 ⁴ kN・m 0.60 1.7×10 ⁴ 0.36 0.36 0.40 ー 0.60 0.60						
						※ <u>1</u> 第二セシウム吸着装置吸着塔, 第三セシウム吸着装置吸着塔, 多核種除去設備処理カラム, 高性能多核種除去設備吸着塔及びRO濃縮水処理設備吸着塔のうち, 機器重量, 重心高さが評価上最も厳しい高性能多核種除去設備吸着塔(ステンレス製)にて評価を実施 ※ <u>2</u> <u>ボックスカルパート2列×8行の評価である。</u>						

変更前						変更後						変更理由																																				
<p>表-33 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>評価項目</th> <th>水平震度</th> <th>算出値</th> <th>許容値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】* ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>93.3</td> <td>494</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>57.5</td> <td>400</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち、ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施</p> <p>（以下、省略）</p>						機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】* ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm	ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm	<p>表-33 使用済セシウム吸着塔一時保管施設すべり量評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>評価項目</th> <th>水平震度</th> <th>算出値</th> <th>許容値</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】* ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・ゼオライト保管容器</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>93.3</td> <td>494</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート</td> <td>すべり量</td> <td>0.60</td> <td>57.5</td> <td>400</td> <td>mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>※セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）のうち、ボックスカルバート間の許容値が評価上最も厳しいセシウム吸着塔一時保管施設（第四施設）にて評価を実施</p> <p>（以下、省略）</p>						機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位	【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】* ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・ゼオライト保管容器	すべり量	0.60	93.3	494	mm	ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm	<p>ゼオライト土嚢等の処理に伴い追加</p>
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																											
【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】* ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																											
ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm																																											
機器名称	評価項目	水平震度	算出値	許容値	単位																																											
【セシウム吸着塔一時保管施設（第一施設）（第四施設）】* ・セシウム吸着装置吸着塔 ・モバイル式処理装置吸着塔 ・モバイル型ストロンチウム除去装置フィルタ及び吸着塔 ・サブドレン他浄化装置吸着塔 ・高性能多核種除去設備検証試験装置吸着塔 ・ゼオライト保管容器	すべり量	0.60	93.3	494	mm																																											
ボックスカルバート	すべり量	0.60	57.5	400	mm																																											

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(現行記載なし)</p>	<p style="text-align: center;"><u>別冊29</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ゼオライト土嚢等処理設備に係る補足説明</u></p> <p><u>I ゼオライト土嚢等処理設備の耐震性に係る補足説明</u></p> <p>(新規記載)</p> <p><u>II ゼオライト土嚢等処理設備の構造強度に係る補足説明</u></p> <p>(新規記載)</p> <p><u>III ゼオライト土嚢等処理設備の公称値の許容範囲について</u></p> <p>(新規記載)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>ゼオライト土嚢等処理設備の設置に伴い追加</p>